

半導体・蓄電池産業のサプライチェーンに関する調査業務 企画提案募集要項

1 趣旨

半導体と蓄電池は、経済活動や日常生活に必要不可欠なものであり、社会のデジタル化や脱炭素化の実現にも重要な技術であることから、各国で技術開発が活発化している。我が国においても、国内製造基盤の強化と研究開発の加速化に向けて官民相互の取組みが進んでおり、本県においては、こうした動きに対応し、県内に立地する先端科学技術基盤等を活用した研究開発の促進と技術開発拠点の集積に向けて、「次世代電池・半導体技術開発拠点推進協議会」を設置し、議論を開始したところである。今後、本協議会で具体的な施策を検討していく上で、本県の半導体及び蓄電池産業の現状を正確に把握することが必要である。

そのため、県内の半導体及び蓄電池関連企業の調査を実施し、特徴と立ち位置を明らかにすることで、産業振興や科学技術振興等の施策の検討材料とする。

2 応募資格

以下に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 事業を円滑に遂行できる総合的な企画力、技術力、財務能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けていないこと。
- (3) 本県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 金融機関から取引の停止を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。
- (7) 県税、市税、消費税及び地方消費税についての未納のない団体等であること。
- (8) 事業の実施にあたり、本県との打合せなどに適切に対応できること。
- (9) 業務内容について、守秘義務を遵守できること。
- (10) 過去5年間で官公庁・独立行政法人等において半導体や蓄電池分野に関する調査業務の受託実績があるなど、本委託業務を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。

3 業務要件

別添の半導体・蓄電池産業のサプライチェーンに関する調査業務仕様書（以下、「仕様書」という。）に沿って応募する者自らが企画する業務であり、兵庫県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

4 委託条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(2) 対象経費

半導体・蓄電池産業のサプライチェーンに関する調査業務費

(3) 委託料

4,693千円以内（消費税及び地方消費税含む）

(4) その他

再委託は原則として禁止する。

なお、再委託を必要とする場合は、あらかじめ兵庫県と協議し、承諾を得た場合に限り認めるものとする。

5 スケジュール

令和5年7月3日(月)17時	企画提案参加申込期限
令和5年7月18日(火)17時	企画提案書の提出期限
令和5年8月中旬(予定)	選定結果通知
令和5年8月下旬(予定)	契約締結・事業開始
令和6年3月31日	事業完了

6 応募手続

(1) 企画提案参加申込

ア 申込期間 令和5年6月26日(月)～令和5年7月3日(月)17時まで

イ 提出書類 企画提案参加申込書(様式1)

ウ 提出方法 メール提出

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期間 令和5年7月4日(火)～令和5年7月18日(火)17時まで(必着)

イ 提出書類

①企画提案申請書(様式2)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

②提案者概要(様式3)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部

③企画提案書(様式4)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部

④類似業務実績(様式5)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部

⑤経費見積書(様式6)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7部

⑥誓約書(様式7)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

⑦添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部

- ・定款又は寄附行為(法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類)
- ・履歴事項全部証明書(法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類)(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの)
- ・県税(全税目)、市町税(全税目)、消費税及び地方消費税(国税)に滞納がない

ことを証する書類（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）

(ア) 県税の証明書の様式名：「納税証明書（3）」

※ 県内に事務所・事業所を有しない等により、兵庫県税の課税実績がない場合は、納税証明書に替えてその旨の誓約書（様式8）を添付

(イ) 国税の証明書の様式名：「納税証明書(その3)」又は「同（その3の3）」

(ウ) 市町税の証明書は自治体により様式名が異なります。

- ・会社概要等、提案者の概要が分かる書類
- ・直近2カ年の財務諸表（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）

ウ 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県本庁舎1号館7階
産業労働部新産業課科学政策班 宛て
(E-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp)

(4) 内容についての質問等

ア 募集要項・仕様書に関する質問

令和5年7月3日(月)17時までに、事務局にメールにより提出すること。

イ 質問に対する回答

令和5年7月10日(月)までにメールによりすべての参加申込者に回答する。

ただし、関係者などへの確認を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、期限までに回答できない旨の連絡をする。

(5) その他

ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、本企画提案募集の審査のためにのみ使用する。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、非公開とする。ただし、企画提案書等について、公表の必要がある場合は、提案者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

7 選定等

(1) 選定方法

ア 選定委員会において、提出された企画提案書類一式により審査を行い、委託先の事業者を選定する。

イ 審査は、原則として書類審査により行うが、必要に応じて内容確認や追加資料の提出依頼、ヒアリングを実施することがある。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
ア 提案内容	(サプライチェーン調査) ア-1 情報収集、整理方法が具体的に明記され、かつ、適切なものとなっているか	10
	(技術的優位性の調査) ア-2 企業が保有する関連技術や特許等を把握するための、具体的かつ適切な提案となっているか ア-3 グローバルな技術動向を踏まえ、適切な競争性・優位性の分析が期待できるか	10
	(課題及び支援ニーズの調査) ア-4 企業が抱える課題や支援ニーズを把握するための具体的かつ適切な提案となっているか	10
	(施策提案) ア-5 国内外の動向や本県の特徴を考慮した上で、具体的かつ効果的な提案が期待できるか	10
イ 実施体制	イ-1 業務を実施するために必要な人員、体制は整っているか イ-2 業務を実施する者の実績等、業務を遂行するための必要な能力を有しているか	10
ウ 業務実績	ウ-1 過去5年以内に実施業務につながる受託実績もしくは活動実績があり、提案の実現性が裏打ちされているか ウ-2 過去の実績に関する代表的な成果物について、的確かつわかりやすい内容になっているか	20
エ スケジュール	エ-1 効率的かつ確実に実施可能なスケジュールとなっているか	10
オ 経費	オ-1 業務の内容に見合った適切な価格設定になっているか	10
カ 全体評価	カ-1 提案内容が事業目的及び仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分であると認められるか カ-2 業務を遂行するにあたっての創意工夫等を行っているか	10

(3) 選定結果

選定結果については、提案者全員に文書で通知する。

(ただし、審査経過や結果等の問合せには応じない。)

8 委託契約の締結等

(1) 兵庫県は、選定された事業者と提案事業の実施方法等について、協議・調整を行う。

その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

(2) 契約条項は、兵庫県において示す。

(3) 契約の相手方となる事業者は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結日までに納付する。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合（保険会社との間に兵庫県を被保険

者とする履行保証契約を締結する場合等)は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

9 契約の解除

- (1) 委託契約に記載する条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還が必要となる場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金の支払いを求める場合がある。

10 委託料の支払い

- (1) 委託料は、事業終了後に提出される業務報告書等に基づき、契約書に定めた内容に適合していることなどを兵庫県が確認したうえで支払う。
- (2) 委託契約の内容どおりの事業執行が認められないなど、兵庫県が必要と認めるときは、委託料を減額する場合がある。

11 著作権等

本業務により製作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。

ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物(当該著作物を改編したものを含む。)の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行うものとする。

12 事務局

兵庫県産業労働部新産業課 科学政策班 細井・早川

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL: 078-362-3053

FAX: 078-362-4466

E-mail: shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp